

注釈  
銃砲刀剣類  
所持等取締法

【第3版】

辻 義之 監修  
大塚 尚 著

注釈  
銃砲刀剣類  
所持等取締法

【第3版】

辻 義之 監修  
大塚 尚 著

立花書房

## 推薦のことば

私は、入庁間もない昭和51年、当時の保安部保安課の銃刀係長を命ぜられ、銃刀行政に携わることとなりましたが、当時は、昭和50年ごろに著された『銃砲刀剣類所持等取締法解説』という部内用の解説書があり、これが警察庁及び都道府県警察の担当者の実務の指針となっていました。そして時は移って平成19年、私は生活安全局長を命ぜられ、再び銃刀行政を所管することとなりましたが、着任後、この解説書が昭和56年に1度改訂されたものの、その後幾度か法律等の改正があつたにもかかわらず、改訂されぬまま放置されていることを知り、その改訂版ないし新たな解説書の必要性を痛感しました。

そうした中、私は、担当局長として、けん銃使用の凶悪事件の多発にかんがみ平成19年の法改正と、佐世保市における猟銃発砲事案と秋葉原でのダガーナイフを使用した殺傷事件とを契機とした平成20年の法改正に携わることとなりました。このうち平成20年改正は途中で異動となり、最後の仕上げは後任の異局長にお任せすることになりましたが、この改正は、昭和55年以来28年ぶりの猟銃等の許可行政に係る大改正であり、また、昭和37年以来46年ぶりの刀剣類の範囲に係る改正ということもあり、誠に思い出深いものがあります。その折のプロジェクトチームのリーダーが本書の著者である大塚尚君でしたが、彼を始めとするプロジェクトチームのメンバーは、担当課長である辻義之君の指導の下、各都道府県警察の実務担当者や関係の団体、業界、有識者等の意見を幅広く聴取しつつ銃砲刀剣類や猟銃用火薬類等に係る制度及び実務の総点検を行うとともに、その問題点を解決するための改正案を取りまとめるという困難な仕事を見事に成し遂げてくれました。すなわち、このような作業の中心人物であった大塚君は、少なくとも現段階では銃刀法に最も精通し、また、理論的にも信頼できる人物であり、その体系的な

解説書の著者として正に適任とすることができるわけです。

我が国の治安の良さを支える要因の一つとして「銃砲や薬物に対する厳しい規制」が常に挙げられますが、その銃砲規制の基本法である銃刀法に関する信頼できる解説書が長い間存在しなかったことは、実務者のみならず銃刀法に関心を持たれるすべての方々にとって誠に不幸なことであり、また、不思議なことであったと言わざるを得ません。

こうした意味で、この度、大塚君による銃刀法の解説書が世に出るということは誠に意義深いものがあります。彼は、先人の遺産である前述の『銃砲刀剣類所持等取締法解説』等の記述を踏まえつつ、その後の法令の改正、行政実例、判例等の動向を丹念に調べ上げた上で、銃刀法のあらゆる論点を網羅した大部の解説書を仕上げました。本書が、今後、銃刀法の基本書として、警察職員や射撃指導員、指定射撃場の役職員、猟銃安全指導員等実務に携わる方々のほか、司法関係の皆さんや一般の研究者等銃刀法に関心を持たれる方々に広く、かつ、末永く利用されることを心から願いつつ、推薦する次第です。

平成23年9月

警察庁次長  
片桐 裕

## 監修のことば

銃砲刀剣類所持等取締法は、警察行政を進める上で極めて重要な法律であるが、警察職員の手によるその解説書はというと、昭和54年に、中島治康氏（警察庁保安課経済調査官〔当時〕）が53年改正を踏まえて警察時報社から出版された『銃砲刀剣類等の取締り』がある程度で、55年改正の内容まで盛り込まれたものとなると、わずかに、内田保安課長時代の56年に作成された『銃砲刀剣類所持等取締法解説』という部内者向けの解説書があるだけである。我々実務家は、以来今日に至るまでの30年間、これを使って、仕事を進めてきた。

練習射撃場制度の創設等を内容とする平成3年改正を手掛けた谷君（現警察大学校教務部長）は、改正の内容も盛り込んで、この解説書をアップデートしようと作業に取り掛かったのであるが、すぐにけん銃対策のための銃刀法の改正作業が入り、解説書作成作業は、一時中断となった。この法改正作業を引き継いだのが、本職である。

大変な難産であった平成5年改正（加重所持罪の創設等）を終えて、今度は、本職が、この改正の内容も盛り込んだ解説書の作成作業に着手したが、すぐまた、けん銃対策再強化のための法改正作業が必要となり、発射罪の創設等を内容とする7年改正を行い、その内容も盛り込んだ解説書の作成にとりかかったところで、警視庁に異動となってしまった。

平成19年に、生活環境課長として、三度、銃刀法の担当となった本職は、組織的なけん銃不法所持等を重罰化する19年改正と、銃砲刀剣類所持許可の欠格要件の整備やダガーナイフの規制を内容とする20年改正を手掛け、今度こそ、解説書を——しかも部内資料ではなく、一般の方にも利用していただける、警察官の手による最新の解説書を——完成させたいと作業に取り掛かってようやく出来たのがこの本である。

丁度、部下に、大塚君（現北海道経済産業局総務企画部長）という法律家を抱え、「法律家として、君の名の書籍が一冊あってもいいのではないか」と、優しく声をかけ、ときには叱咤激励しながら、何とかまとめてもらった。もちろん、平成20年改正のメンバーであった、阿部君（現警察庁警備課理事官）、岩元君（現警察庁総務課課長補佐）、平居君（現警察庁総務課理事官）、高井君（現警察庁生活安全企画課課長補佐）らが、相当程度協力したことは間違いない。

本職は、監修者として、警察庁や県警察の銃刀法担当者らが使いやすい本になるように、また、後進のためにどうしても文字に残しておいてほしい事項は落とすことがないように、と指示した程度で、後は、自由にやってもらった。

本当に、いい本ができたと思っている。よく頑張ってくれた皆に感謝している。

平成23年9月

警視庁警務部長  
元警察庁生活環境課長

辻 義之

## 第3版はしがき

令和3年改正を機に改訂を行うことになりました。

主な修正内容は次の通りです。

### 1 法令改正の反映

「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」（令3法69）が第204回国会で成立し、令和3年6月16日に公布され、令和4年3月15日から施行されています。クロスボウを所持許可制の対象に追加するものです。高井良浩「銃砲刀剣類所持等取締法によるクロスボウの規制について」警察政策24巻及び警察学論集75巻6号所収の諸論文を参照しました。

そのほか、鳥獣保護管理法の一部改正により、猟銃の技能講習免除に関する特例が令和9年まで延長されています。

### 2 裁判例の追加

第2版以降の裁判例を追加しました。なかでも、同居親族書の虚偽記載に関する東京高判平28・7・20、行政処分と幫助の関係について判示した名古屋地判平28・8・25、理由付記の不備を違法とした東京地判平30・5・24、欠格事由18号の判断基準を示した名古屋高判平31・4・18、熊を駆除するための猟銃使用を巡る札幌地判令3・12・17が注目されます。

改訂作業に当たっては、監修者である辻義之氏から引き続き温かい激励をいただきました。また、立花書房の荻原祥之、秋山寛和氏には丁寧な編集作業をしていただきました。記して感謝します。

令和4年9月

大塚 尚

クロスボウ規制の要点
------------

- 1 クロスボウは、空気銃と同様に、所持許可制の対象とする。年齢の下限は18歳。不法所持は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- 2 規制対象となるクロスボウは、①弦（弓の原理）を使用して矢を発射すること、②弦の固定装置を有すること（機構要件）、③矢が一定以上の運動エネルギーを有すること（威力要件）、の3点から定義される。一般的な洋弓、和弓、吹矢、ゴムを動力源とするスリングショット（いわゆるパチンコ）等は含まれない。
- 3 許可の用途は、射撃競技を含む標的射撃、動物麻酔、学術的な調査研究等に限られる。なお、クロスボウを用いた狩猟は鳥獣保護管理法によって禁止されている。

そのほか、許可の要件、使用方法、保管方法などの規制はおおむね空気銃と同様である。保管委託の仕組みもある。発射罪の対象ではない。
- 4 標的射撃の場所は、銃砲のような射撃場が整備されていないので、一定の安全性を確保できる場所を政令で指定している。
- 5 許可及び3年ごとの更新を受けるには、原則として、座学講習を修了する必要がある。実射を伴う技能検定や技能講習の制度はないが、一定の要件を満たせば射撃練習を任意に行うことはできる。
- 6 販売業者に対する規制がある。
- 7 改正法施行前に相当数のクロスボウが流通していたことにかんがみ、半年間の経過措置が設けられた。令和4年9月14日までの間における所持は違法ではない。同月15日以降に許可なく所持していると、上記1の処罰対象になる。



## 第2版はしがき

今般の銃刀法改正を機に改訂を行うこととなりました。

主な変更内容は次のとおりです。

### 1 法令改正の反映

平成27年6月末日までの法令改正を反映させました。

最近では、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」（平26法131）が第187回国会で成立し、平成26年11月28日に公布され、災害に係る特例規定については同日から、その他の規定については平成27年4月1日から施行されています。

また、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平27令6）が平成27年3月1日から、「技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則」（平27国公委規則3）が平成27年4月1日から、それぞれ施行されています。

これらについては警察学論集68巻7号掲載の諸論文を参照してください。

そのほか主な関連法令としては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平26法45）が第186回国会で成立し、平成26年5月30日に公布され、平成27年5月29日から完全施行されています。

### 2 裁判例の追加

初版後のものを中心に、70件余の裁判例を追加しました。

### 3 罰則の解説の追加

初版では解説を付けなかった第5章「罰則」についても簡単な説明を加えました。かつては特別刑法の注釈書が複数公刊されていましたが、いずれも今では入手困難となっている事情にかんがみ、必要性を感じてのことです。本来であれば法曹又は研究者による執筆がふさわしい箇所ですが、当座の参考資料として行政官が越境することにご海容をいただければ幸いです。

改訂作業に当たっては、警察庁生活安全局長であり本書の監修者でもある辻義之氏から温かい激励をいただくとともに、警察庁の優秀な後輩である高井良浩、下田玲子、小林幸彦の各氏に多大な協力をいただきました。また、小柳誠二（現保安課長）及び高橋靖（現保安課理事官）の両氏にもご面倒をおかけしました。立花書房の安部義彦氏には引き続きお世話になりました。記して感謝します。

平成27年 8 月

警察大学校財務捜査研修センター所長

大塚 尚

（令和 2 年 4 月の第 4 刷発行に当たり最低限の訂正を行った。警察庁保安課小林弘和警視の協力に感謝する。）

## 初版はしがき

本書は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の逐条的な解説書です。

執筆に当たっては、銃刀法行政に携わる警察職員の方々に利用していただけるよう、実務に定着している解釈をできる限り尊重しました。具体的な裁判例を多く取り上げたので、司法関係の方々にも参考にしていただけるかもしれません。もとより、本書の記述はあくまで著者個人の見解であり、警察庁の公式解釈ではありません。

先行業績と本書の関係ですが、伝統的な解説書であるものの現在入手困難な中島啓次＝望月秀一『銃砲刀剣類所持等取締法』（警察時報社）及び「銃砲刀剣類所持等取締法解説」（部内資料）の内容は、アップデートした上で、本書にほぼすべて取り込みました。裁判官の研究成果である司法研修所編『銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の処理に関する実務上の諸問題』（法曹会）は、本書で触れていない点についての記述や掘り下げた分析が豊富であり、依然として重要な文献です。累次の法改正については、その都度警察学論集等の誌上に担当官の解説論文が掲載されますが、その内容は必要に応じて本書に取り込みました。他にも、本書は先人の業績に多くを依拠しています。

本書が成る直接のきっかけは、当時の警察庁生活環境課長である辻義之氏から声をかけていただいたことにあります。逡巡しましたが、情熱を傾けて20年改正に尽力された警察庁の諸先輩方、とりわけ当時の生活安全局長である片桐裕、巽高英の両氏、当時の審議官である井上美昭、園田一裕の両氏並びに辻義之氏の、法改正にかけた思いを形に残しておきたいという気持ちもあり、お受けすることにしました。

20年改正の実務作業は、的確な課題分析と政策立案に優れた能力を発揮した阿部文彦、平居秀一、岩元正一、高井良浩の各課長補佐（当時）並びに、

優秀なスタッフである坂本幸治、山田雅史、坂本俊介、総崎由希、本村龍三、田村隆清、池田知弘、高橋一夫の各氏をはじめとする多くのみなさんとの共同作業でした。懐かしく思い出します。すべての名前を尽くせませんが、記して感謝申し上げます。

また、立花書房の安部義彦氏には緻密な編集の労をお取りいただきました。併せて感謝申し上げます。

平成23年9月

元警察庁生活安全局付兼知的財産権保護対策官  
北海道経済産業局総務企画部長

大塚 尚

## 凡 例

### 【判例表記】

判例の表記は、別記略語を用い、次の例による。

大審院判決昭和7年3月1日大審院刑事判例集11巻232頁  
=大判昭7・3・1刑集11・232

最高裁判所決定昭和53年2月13日最高裁判所刑事判例集32巻2号295頁  
=最決昭53・2・13刑集32・2・295

なお、公刊物未登載のものは〈未〉と表示する。

### 【法令表記】

法：銃砲刀剣類所持等取締法

令：銃砲刀剣類所持等取締法施行令

規則：銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

なお、本文かっこ内では、以下のように表記する。

法5条の2第3項3号 → 法5の2Ⅲ③

### 【判例集等略語】

刑録	大審院刑事判決録
刑集	大審院刑事判例集
刑集	最高裁判所刑事判例集
民集	最高裁判所民事判例集
裁判集	最高裁判所裁判集刑事
高裁刑集	高等裁判所刑事判例集
東高刑時報	東京高等裁判所刑事判決時報
東高民時報	東京高等裁判所民事判決時報
高裁速報	高等裁判所刑事裁判速報（各高等検察庁編）
	高等裁判所刑事裁判速報集
高裁特報	高等裁判所刑事判決特報
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
下級刑集	下級裁判所刑事裁判例集

下級民集	下級裁判所民事裁判例集
一審刑集	第一審刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
新聞	法律新聞
刑資	刑事裁判資料
第一法規DB	第一法規判例体系データベース
LEX/DB	TKC法律情報データベース

### 【雑誌類略語】

司研所報	司法研修所報
ジュリ	ジュリスト
時報	法律時報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

### 【文献略語】

安西	安西温『特別刑法 第1巻』(警察時報社、1983年)
司研	司法研修所編『銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の処理に関する実務上の諸問題』(法曹会、2000年)
注解	平野龍一ほか編『注解特別刑法 第6巻』(青林書院、1986年)
中島	中島啓次=望月秀一『銃砲刀剣類所持等取締法——逐条解説』(警察時報社、1973年)

## 目次

推薦のことば  
 監修のことば  
 第3版はしがき  
 第2版はしがき  
 初版はしがき  
 凡例

## 第1章 総則

第1条 (趣旨) .....	1
第2条 (定義) .....	4
規則第2条 (弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法)	
第3条 (人の生命に危険を及ぼし得る弾丸の運動エネルギーの値)	
第1 銃 砲 5	
1 銃砲の種類 5	
2 銃砲の概念 5	
3 銃砲の類型的要件 5	
4 銃砲の実質的要件 11	
第2 刀剣類 27	
1 刀剣類の種類 27	
2 刀剣類の概念 28	
3 刀剣類の類型的要件 29	
4 刃渡りの測定 35	
5 刀剣類の実質的要件 37	
第3 用語の整理 41	
第3条 (所持の禁止) .....	43
規則第1条 (届出及び申請の手続)	
第3条の2 (矢の運動エネルギーの値の測定の方法)	
第3条の3 (人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値)	
第4条 (捕鯨用標識銃製造業等の届出の手続)	

第5条（人命救助等に従事する者の届出の手續）

第6条（教習射撃場を設置する者等の使用人の届出の手續）

- 第1 クロスボウ（1項柱書） 50
- 第2 所持の禁止の原則（1項柱書） 54
- 第3 所持の禁止の例外（1項各号） 70
  - 1 法令に基づき職務のため所持する場合（1号） 70
  - 2 国又は地方公共団体の職員が試験研究等のために所持する場合（2号） 72
  - 3 国又は地方公共団体の管理業務を行う職員が所持する場合（2号の2） 73
  - 4 法4条又は6条による所持許可を受けた者が所持する場合（3号） 73
  - 5 技能検定に係る猟銃の場合（3号の2） 74
  - 6 射撃指導の場合（4号） 75
  - 7 クロスボウ射撃指導の場合（4号の2） 75
  - 8 射撃教習において教習用備付け銃を所持する場合（4号の3） 76
  - 9 技能講習の場合（4号の2の2） 77
  - 10 練習射撃の場合（4号の5） 77
  - 11 教習射撃場の設置者等が教習用備付け銃を所持する場合（4号の6） 78
  - 12 練習射撃場の設置者等が練習用備付け銃を所持する場合（4号の7） 79
  - 13 年少射撃資格者が空気銃を所持する場合（4号の8） 79
  - 14 クロスボウ射撃資格者がクロスボウを所持する場合（4号の9） 80
  - 15 空気銃又は拳銃の保管委託の場合（5号） 81
  - 16 法14条により登録された古式銃砲又は刀剣類を所持する場合（6号） 81
  - 17 武器等製造事業者等の所持（7号） 83
  - 18 猟銃等販売事業者の所持（8号） 85
  - 19 猟銃又は空気銃の保管委託（9号） 86
  - 20 クロスボウの保管委託（9号の2） 87
  - 21 刀剣類の製作（10号） 87
  - 22 捕鯨用標識銃等製造事業者の所持（11号） 88
  - 23 捕鯨用標識銃等販売事業者の所持（12号） 90



24	クロスボウ製造事業者の所持（13号）	90
25	クロスボウ販売事業者の所持（14号）	90
26	輸出用の刀剣類の所持（15号）	90
第4	その他（2項～4項）	92
1	産業用の銃砲（2項）	92
2	業務上の使用人（3項）	94
3	届出手続等の細目（4項）	95
第3条の2	.....	96
第3条の3	.....	100
	規則第7条（拳銃実包）	
第3条の4（輸入の禁止）	.....	105
第3条の5	.....	111
第3条の6	.....	113
第3条の7（譲渡し等の禁止）	.....	115
第3条の8	.....	118
第3条の9	.....	119
第3条の10（譲受け等の禁止）	.....	121
第3条の11	.....	123
第3条の12	.....	124
第3条の13（発射の禁止）	.....	125
	規則第8条（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場）	

## 第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

第4条（許可）	.....	135
令第1条（産業の用途に供するため必要な銃砲）		
第2条（銃砲の所持が許可される試験又は研究）		
第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）		
第4条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）		
第5条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）		
第6条（射撃競技用拳銃、公演用銃砲刀剣類等の所持が許可される者に対する許可の期間）		
規則第12条（推薦等）		
第13条（電磁的方法による記録）		
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条第2号の銃砲の範囲を定める命令		

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第4号に規定する政令で定める者が行  
なう推薦の数を定める規則

第1	許可制度（1項柱書）	140
第2	許可事由（1項各号）	143
1	狩猟・有害鳥獣駆除・標的射撃（1号）	143
2	人命救助、産業用途（銃砲）（2号）	148
3	産業用途（クロスボウ）（2号の2）	149
4	試験研究（3号）	149
5	国際的な拳銃・空気拳銃射撃競技（4号）	150
6	運動競技会の出発合図（5号）	152
7	年少射撃資格者に対する指導（5号の2）	153
8	クロスボウ射撃資格者に対する指導（5号の3）	154
9	狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、漁業又は建設業（6号）	154
10	祭礼等に用いる刀剣類（7号）	155
11	芸能の公演（8号）	156
12	博覧会等における展示（9号）	157
13	博物館等における展示（10号）	158
第3	許可の条件、期間等（2項～5項）	158
1	許可の条件（2項）	158
2	推薦の数の制限（3項）	159
3	許可の期間（4項）	159
4	法人の従業者等による所持（5項）	160
第4	処分理由の提示	161
第4条の2	（許可の申請）	163
	規則第9条（申請書の様式等）	
	第10条（申請書に添付する医師の診断書）	
	第11条（申請書の添付書類）	
第4条の3	（認知機能検査）	182
	規則第16条（認知機能検査の実施期間等）	
第4条の4	（確認及び番号又は記号の打刻）	187
	規則第17条（確認の手続）	
	第18条（打刻命令）	
	第18条の2（表示措置命令）	
第5条	（許可の基準）	191

令第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）	
第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）	
第9条（銃砲等の構造又は機能の基準）	
規則第19条（猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準）	
猟銃の口径の長さの特例に関する規則	
第1 許可の基準の概要	196
第2 人的欠格事由（1項）	197
1 18歳に満たない者（1号）	197
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（2号）	198
3 一定の精神病等（3号）	199
4 アルコール・薬物の中毒者（4号）	201
5 心神喪失・心神耗弱（5号）	201
6 住居不定（6号）	202
7 所持許可の取消処分から5年（7号）	202
8 所持許可の取消処分から10年（8号）	203
9 取消処分逃れの防止（9号）	203
10 年少射撃資格認定の取消処分から5年（10号）	204
11 年少射撃資格認定の取消処分から10年（11号）	205
12 禁錮以上の刑について5年（12号）	205
13 本法又は火薬類取締法違反の罰金刑について5年（13号）	206
14 一定の犯罪の罰金刑について5年（14号）	206
15 ストーカー行為等について3年（15号）	206
16 DVの保護命令について3年（16号）	210
17 暴力的不法行為等を行うおそれがある者（17号）	211
18 いわゆる公安条項（18号）	212
第3 物的欠格事由	216
1 銃砲等又は刀剣類の構造・機能（3項）	216
2 保管設備（4項）	219
第4 その他の欠格事由	220
1 虚偽記載等（1項柱書）	220
2 認知機能検査を受けない場合等（2項）	222
3 同居の親族（5項）	223
第5条の2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）……	225
令第10条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）	

第11条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）	
第13条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）	
第14条（猟銃の所持の許可の基準の特例）	
第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）	
第16条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）	
第16条の2（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等の知識を有する者）	
第5条の3（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）	240
令第17条（猟銃等講習会の開催）	
第18条（猟銃等講習修了証明書の交付）	
第19条（猟銃等講習会の開催に関する事務の委託）	
規則第20条（講習の受講の申込み）	
第21条（講習修了証明書の様式）	
第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）	
第5条の3の2（クロスボウの取扱いに関する講習会）	247
令第19条の2（クロスボウ講習会の開催）	
第19条の3（クロスボウ講習会の講習修了証明書の交付）	
第19条の4（クロスボウ講習会の開催に関する事務の委託）	
第5条の4（技能検定）	252
令第20条（技能検定）	
規則第23条（技能検定通知書）	
第24条（合格証明書の様式）	
第25条（合格証明書の書換え又は再交付の申請）	
第5条の5（猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習）	256
令第21条（技能講習）	
第22条（技能講習修了証明書の交付）	
第23条（技能講習に関する事務の委託）	
規則第26条（技能講習）	
第27条（技能講習通知書）	
第28条（技能講習修了証明書の様式）	
第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）	
第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）	265
令第24条（国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）	

規則第30条 (許可の期間の延長)	
第7条 (許可証) .....	269
規則第31条 (許可証の様式)	
第32条 (許可証の書換えの申請)	
第33条 (許可証の再交付の申請)	
第7条の2 (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の有効期間) .....	276
第7条の3 (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新) .....	279
規則第34条 (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続)	
第35条 (新たな許可証の交付)	
第8条 (許可の失効、許可証の返納及び仮領置).....	285
令第25条 (銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却)	
規則第36条 (許可証等の返納の手続)	
第37条 (許可証の記載事項の抹消の申請)	
第38条 (仮領置書)	
第39条 (仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還)	
第40条	
第41条 (売却した代金の交付)	
第8条の2 .....	299
第9条 .....	301
第9条の2 (指定射撃場の指定等) .....	303
第9条の3 (猟銃等射撃指導員) .....	309
規則第42条 (猟銃等射撃指導員の基準)	
第43条 (射撃指導員の指定の申請の手続)	
第44条 (射撃指導員の指定)	
第45条 (射撃指導員の指定の解除)	
第46条 (射撃指導員の氏名等の変更の届出)	
第9条の3の2 (クロスボウ射撃指導員) .....	316
規則第42条の2 (クロスボウ射撃指導員の基準)	
第9条の4 (教習射撃場の指定等) .....	319
規則第47条 (教習射撃場の管理者及び管理方法の基準)	
第48条 (電磁的方法による保存)	
第49条 (教習射撃指導員の基準)	
第50条 (教習射撃場の指定の申請の手続)	
第51条 (教習射撃場の指定)	
第52条 (教習射撃指導員の選任又は解任の届出)	

第53条（教習射撃指導員の解任の命令）	
第54条（教習射撃場の名称等の変更の届出）	
第9条の5（射撃教習）	328
令第26条（射撃教習）	
規則第55条（教習資格認定証の様式）	
第56条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）	
第57条（教習修了証明書の様式）	
第9条の6（教習用備付け銃）	334
令第27条（教習用備付け銃又は練習用備付け銃の構造又は機能の基準）	
規則第58条（教習用備付け銃の届出）	
第9条の7（教習用備付け銃の管理）	338
規則第59条（教習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準）	
第60条（電磁的方法による保存）	
第9条の8（教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃の仮領置）	343
規則第61条（教習射撃場の指定の解除）	
第62条（教習修了証明書の交付の禁止）	
第9条の9（練習射撃場の指定等）	347
規則第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）	
第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）	
第65条（練習射撃場の指定）	
第66条（練習射撃指導員の選任又は解任の届出）	
第67条（練習射撃指導員の解任の命令）	
第68条（練習射撃場の名称等の変更の届出）	
第9条の10（射撃練習）	350
規則第69条（練習資格認定証の様式）	
第70条（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）	
第9条の11（練習用備付け銃）	353
規則第71条（練習用備付け銃の備付けの基準）	
第72条（練習用備付け銃の届出）	
第73条（練習用備付け銃の保管の設備及び方法の基準）	
第73条の2（年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法）	
第73条の3（電磁的方法による記録）	
第9条の12（練習射撃場の指定の解除等と練習用備付け銃の仮領置）	356
規則第74条（練習射撃場の指定の解除）	

第9条の13（年少射撃資格の認定）	358
令第28条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃 競技選手に係る運動競技会等）	
規則第75条（年少射撃資格認定申請書）	
第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等）	
第77条（年少射撃資格認定証の様式）	
第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）	
第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）	
第9条の14（年少射撃資格の認定のための講習会）	367
令第29条（年少射撃資格講習会の開催）	
第30条（年少射撃資格講習修了証明書の交付）	
第31条（年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託）	
規則第80条（年少射撃資格の認定のための講習会）	
第81条（年少射撃資格講習修了証明書の様式）	
第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）	
第9条の15（年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納）	370
第9条の16（クロスボウ射撃資格の認定）	373
規則第82条の2（クロスボウ射撃資格認定証の様式）	
第82条の3（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）	
第82条の4（危害予防上必要な措置が執られている場所）	
第10条（所持の態様についての制限）	377
令第32条（政令で定める有害鳥獣駆除）	
第10条の2（射撃技能の維持向上）	389
第10条の3（銃砲等の構造及び機能の維持）	392
第10条の4（銃砲等及び実包等の保管）	394
規則第83条（銃砲の保管の設備及び方法の基準）	
第83条の2（クロスボウの保管の設備及び方法の基準）	
第10条の5	401
令第33条（保管の委託を要しない場合等）	
規則第84条（保管の委託を要しないこととなる空気銃の数）	
第85条（保管の委託を受けた拳銃、拳銃部品又は拳銃実包の保管の方法等）	
第86条（電磁的方法による記録）	
第10条の5の2（帳簿）	406
規則第87条（帳簿）	
第10条の6（報告徴収、立入検査等）	411

規則第88条（立入検査）	
第10条の7（消音器等の所持の制限）	417
令第34条（所持を制限される消音器等）	
規則第89条（消音器）	
第10条の8（猟銃又は空気銃の保管の委託）	419
規則第90条（保管業の届出）	
第91条（保管の委託を受けた猟銃等の保管の設備及び方法の基準）	
第92条（電磁的方法による保存）	
第93条（保管業務の廃止又は停止の命令）	
第10条の8の2（クロスボウの保管の委託）	424
規則第91条の2（保管の委託を受けたクロスボウの保管の設備及び方法の基準）	
第10条の9（指示）	428
第11条（許可の取消し及び仮領置）	431
第11条の2	446
第11条の3（年少射撃資格の認定の取消し）	448
第12条（聴聞の方法の特例）	449
第12条の2（行政手続法の適用除外）	451
第12条の3（報告徴収等）	452
第13条（検査）	455
規則第94条（使用実績報告書）	
第13条の2（公務所等への照会）	459
規則第95条（照会書）	
第13条の3（調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管）	462
規則第96条（保管書）	
第97条（保管した銃砲若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還）	
第13条の4（都道府県公安委員会との連絡）	466
令第35条（都道府県公安委員会との連絡）	

### 第3章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

第14条（登録）	469
銃砲刀剣類登録規則第1条（登録の手続等）	
第2条（登録審査委員）	
第3条	
第4条（鑑定の基準）	



第5条（鑑定の手続）	
第15条（登録証）	475
銃砲刀剣類登録規則第6条（登録原票）	
第7条（登録証の様式）	
第8条（登録証再交付の手続）	
第16条（登録証の返納）	477
第17条（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）	479
銃砲刀剣類登録規則第9条（所有者変更届出書等）	
第18条	481
第18条の2（刀剣類の製作の承認）	483
令第36条（文化庁長官が刀剣類の製作の承認を行う場合）	
美術刀剣類製作承認規則第1条（承認の申請）	
第2条（承認）	
第19条 削除	485
第20条 削除	485
第21条（所持の態様についての制限）	485
<b>第4章 雑 則</b>	
第21条の2（譲渡の制限）	487
規則第98条（確認又は許可証の提示の方法）	
第21条の3（準空気銃の所持の禁止）	492
規則第99条（人を傷害し得る弾丸の運動エネルギーの値）	
第100条（準空気銃製造業等の届出の手続）	
第22条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）	495
令第37条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物で携帯が禁止されないもの）	
規則第101条（刃体の長さの測定の方法）	
第22条の2（模造拳銃の所持の禁止）	507
規則第102条（模造拳銃）	
第22条の3（販売目的の模擬銃器の所持の禁止）	510
規則第103条（模擬銃器に該当しない物）	
第22条の4（模造刀剣類の携帯の禁止）	519
規則第104条（模造刀剣類）	

第23条（発見及び拾得の届出）	521
第23条の2（事故届）	524
第24条（許可証、年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等）	526
第24条の2（銃砲刀剣類等の一時保管等）	531
令第38条（一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）	
規則第105条（銃砲刀剣類等一時保管書の交付等）	
第106条（一時保管した銃砲刀剣類等の返還）	
第107条（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を返還しない場合の通知）	
第108条（一時保管した銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃を売却した代金の交付）	
第109条（公告事項等）	
第25条（本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置）	544
令第39条（銃砲等又は刀剣類を仮領置しないでも危険がないと認められる場合）	
規則第110条（仮領置した銃砲等又は刀剣類の引継）	
第111条（引渡書）	
第112条（法第25条第5項の期間の延長の承認）	
第26条（授受、運搬及び携帯の禁止又は制限）	551
第27条（提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等）	556
規則第113条（銃砲等又は刀剣類の提出命令）	
第114条（提出を命じた銃砲等又は刀剣類を売却した代金の交付）	
第27条の2（報告徴収及び立入検査）	560
第27条の3（警察官等による拳銃等の譲受け等）	563
第28条（記録票の作成等）	565
規則第115条（記録票等）	
第116条（電磁的方法による記録票の作成等）	
第28条の2（猟銃安全指導委員）	567
猟銃安全指導委員規則第1条（心構え）	
第2条（委嘱）	
第3条（任期）	
第4条（活動内容）	
第5条（活動上の注意）	
第6条（猟銃安全指導委員証等）	

第7条（研修）	
第8条（解嘱）	
第29条（都道府県公安委員会に対する申出）	582
第29条の2（審査請求の制限）	587
第30条（権限の委任）	589
令第40条（権限の委任）	
第30条の2（経過措置）	590
第30条の3（内閣府令への委任）	591
規則第117条（台帳の整理）	
第118条（電磁的方法による保存等に係る基準）	

## 第5章 罰 則

第31条	593
第31条の2	597
第31条の3	600
第31条の4	605
第31条の5	606
第31条の6	608
第31条の7	609
第31条の8	610
第31条の9	611
第31条の10	612
第31条の11	613
第31条の12	615
第31条の13	616
第31条の14	617
第31条の15	618
第31条の16	619
第31条の17	623
第31条の18	625
第32条	627
第33条	628
第34条	629
第35条	630

第36条 .....	632
第37条 .....	633
資料1 銃砲刀剣類所持等取締法の改正の沿革 .....	634
資料2 令和3年改正法案に対する附帯決議 .....	637
資料3 令和3年改正法の附則 .....	638
判例索引 .....	640

# 第1章 総則

---

## (趣旨)

第1条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

---

1 本条<sup>(1)</sup>は、本法の趣旨について規定したものである。

銃砲、刀剣類及びクロスボウは、その利用目的が多様であり、中には生活上有用なものもある。しかし、いずれも人畜を殺傷する機能を有しており、一步誤ると凶器として各種犯罪の手段に使用される危険性がある。また、事故が発生した場合の危害も大きい。さらに、銃砲、刀剣類そのものではないがそれに類似する物品や関連する物品にも危害をもたらす可能性を有するものがある。

そこで、そのような危害を防止するために制定されたのが本法である<sup>(2)</sup>。

本法の解釈運用は、この趣旨に従ってなされるべきである。その意味において、本条は、本法の解釈運用に当たっての指針的規定となる。

2 「銃砲」及び「刀剣類」の定義は法2条に置かれている。

銃砲、刀剣類等の「等」とは、銃砲、刀剣類以外に本法の規制対象とされているクロスボウ、準空気銃、携帯禁止刃物、模造拳銃、模擬銃器、模造刀剣類、拳銃部品、拳銃実包、猟銃実包を指す。

「所持」は法3条により、「使用」は3条の13、10条等により規制されてい

---

(1) 本条は、現行法が昭和33年に、それまでの銃砲刀剣類等所持取締令(昭25政令334)に代えて制定された際に、冒頭に当該法律の趣旨又は目的規定を置くという一般的な立法形式に従って設けられたものである。

## 2 第1章 総則

る。所持、使用等の「等」とは、所持使用以外に本法の規制対象とされている輸入、譲渡、譲受、携帯、保管等を指す。

「危害」とは、主として人の生命、身体及び財産に対する危険<sup>(3)</sup>を意味するが、いわゆる発射罪（法3の13違反）が公共危険犯であるように、社会生活の平穏といった公共的利益に対する危険も含んでいる。

「必要な規制」とは、所持の禁止、使用の禁止、輸入・譲渡・譲受の禁止、携帯の禁止、保管に関する義務等を指す。

3 銃砲刀剣類等所持取締令について、銃砲刀剣類の所持を禁止することは個人の本来の自由を制限するから違憲であるとして争われたことがあるが、この点について最高裁は、「銃砲刀剣類は、殺人、傷害等の用に供せられる危険物であるから、銃砲刀剣類等所持取締令は、かかる犯罪を未然に防止するため原則としてこれら物件の所持を禁止し、もつて国民の生命財産の安全を期する目的をもつて制定せられたものであり、右、所持を原則として禁止した同令2条は社会公共の福祉保持のため必要な規定と解すべきであるから」違憲ではないと判示した（最判昭33・2・12刑集12・2・209）。

---

### (2) 昭和33年2月6日参議院地方行政委員会、国務大臣正力松太郎

「銃砲刀剣類等は、その利用目的も種種あり、中には、社会生活上欠くことのできないものもありますが、いずれも、人畜を殺傷する機能があり、その意味においては危険でありますので、わが国におきましては、古くから、この所持等について規制してきたのであります。しかも、終戦直後におきましては、連合国の占領行政のもとにおいて、一時は、これを相当広く禁止しておいた時期もあったのであります。その後、わが国の実情に即するように改正を加え、さらに独立後も、当国会の審議を経て、事態に即して改正を加えて参ったのであります。ところが、いわゆるちまたの暴力団等において、この現行の規制の間隙に乗じて、銃砲刀剣類を乱用するものも見受けられますので、暴力を排除して、自由にして平穏な社会を実現するに必要な法的措置として、この規制の不備を補いたいと存するのであります。また、近く本邦において国際競技が開催される運びにもなっており、これに備えて、現行の規定に改正を加える必要も生じてきましたので、今日施行されております銃砲刀剣類等所持取締令を廃止し、その内容とするところに、右申し述べました趣旨に基づく改正を加え、この機会において、銃砲刀剣類等所持取締法の題名のもとに、今日の事態に即して関係規定を整備し、ここに銃砲刀剣類等所持取締法案として提出した次第であります。」

(3) 本法の規制を行うためには抽象的危険性で足りるか具体的危険性まで必要かという問題設定がされることがあるが、問題となる銃砲刀剣類等の性質や規制内容等に応じて、個々の条文の解釈として検討すべき問題である。

4 本来自由な行為<sup>(4)</sup>を公共の福祉のために制限するのだから、本法における規制は危害予防上必要最小限度でなければならないといわれることがある(中島)。しかし、銃砲刀剣類は高度の危険性を有しているから、国民の安全を守るためには、本法に基づく規制を適切に行うことが求められる。本法の運用に当たり、過度に謙抑的になる必要はない。

むしろ、事情によっては、必要な規制措置を講じない不作為が違法とされることもある(最判昭57・1・19民集36・1・19/裁判所時報831・1/判時1031・117/判タ460・91)。

5 用語としては、法律の題名に「銃砲刀剣類」とあり、本条に「銃砲、刀剣類等」とあるほか、各条に「銃砲刀剣類等」、「銃砲等」などの類似表現がある。使い分けについて法2条の注釈3参照<sup>(5)</sup>。

---

(4) 現在の日本社会において、銃砲の所持が本来自由な行為であるかについては、疑問を提起し、講学上の特許に近い発想に転換する可能性に言及した意見もある(平成20年7月「銃砲規制の在り方に関する意見書」)。

(5) 本法の規制対象を総括的に示すときは伝統的に「銃砲刀剣類」という表現が用いられてきたが、そのままではクロスボウを含意できないので、令和3年改正後は、「銃砲等又は刀剣類」(法3)、「銃砲刀剣類等」(法5の2)、「銃砲、刀剣類等」(本条)などの表記を使い分けるべきことになる。ただし、本書では、過去の判決文や文献を引用する場合などに「銃砲刀剣類」という伝統的表現を残している。形式的には銃砲と刀剣類のみを意味するが、クロスボウにも適用可能な考え方であることが多いので、文脈によって判断していただきたい。

## 第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

---

(許可)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

- 一 狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃若しくは空気銃（空気拳銃を除く。）又はクロスボウを所持しようとする者（第5号の2又は第5号の3に該当する者を除く。）
- 二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者
- 二の二 動物麻酔又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なクロスボウを所持しようとする者
- 三 政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲等を所持しようとする者
- 四 国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技の用途に供するため、拳銃又は空気拳銃を所持しようとするもの
- 五 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技の出発合図の用途に供するため、運動競技用信号銃又は拳銃を所持しようとするもの



### 第3章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

---

(登録)

第14条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第1項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第1項の登録の方法、第3項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

[規則]

銃砲刀剣類登録規則（昭33文化財保護委規則1）

第1条（登録の手続等） 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第14条第1項の登録の申請は、第1号様式の登録申請書により、行わなければならない。

## 第4章 雑 則

---

### (譲渡の制限)

第21条の2 武器等製造法の武器製造事業者、猟銃等製造事業者若しくは猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者は、第3条の7の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人が第3条第1項第2号の2、第4号の6、第4号の7、第8号、第12号若しくは第14号に該当することを確認し又は譲受人から第7条第1項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類(第3条第1項第6号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

2 第4条若しくは第6条の規定による許可を受けた者、第8条第6項の措置を執らなければならない者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者は、第3条の7の規定により譲渡し又は貸付けが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人若しくは借受人が第3条第1項第2号の2、第4号の6、第4号の7、第8号、第12号若しくは第14号に該当することを確認し又は譲受人若しくは借受人から第7条第1項の許可証の提示を受けた場合でなければ、当該銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

### [規則]

第98条(確認又は許可証の提示の方法) 法第21条の2第1項及び第2項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

## 第5章 罰 則

---

第31条 第3条の13の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、無期又は3年以上の有期懲役に処する。

2 前項の違反行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第31条の3第3項において同じ。）により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。）の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第31条の3第3項において同じ。）として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは5年以上の有期懲役又は無期若しくは5年以上の有期懲役及び3000万円以下の罰金に処する。

3 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第1項の違反行為をした者も、前項と同様とする。

---

1 本条1項は、平成7年改正により、拳銃等の発射を禁止する3条の13とともにその処罰規定として新設されたものである<sup>(1)</sup>。

---

(1) 令和3年改正により、「〇条の規定に違反した者は」という文言が、「〇条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は」に改正された。次条以下も同様だが、法制上の表現変更であり、意味は従前と同じである。

## 判例索引

## 大審院、最高裁判所

大判昭8・5・17刑集12・579	381
最判昭23・4・17刑集2・4・399	38
最判昭23・6・11刑集3・7・968／司研19	16
最判昭23・9・21刑集2・10・1213	57、60
最判昭23・10・21刑集2・11・1360	70
最判昭23・12・4刑集2・13・1685	63
最大判昭24・5・18刑集3・6・796	620
最判昭24・5・26刑集3・6・869	38、65
最判昭24・6・28刑集3・7・1123	16
最判昭24・8・18刑集3・9・1501	63
最判昭24・11・10刑集3・11・1756	57
最判昭25・3・28裁判集16・927／司研47	59
最判昭25・5・2刑集4・5・725	60
最判昭25・10・5刑集4・10・1889	57、63
最判昭26・2・27刑集5・3・466／判タ11・53	622
最決昭26・8・9刑集5・9・1744	6
最判昭26・9・6刑集5・10・1891	35
最判昭27・4・22司研60	63
最判昭28・11・27刑集7・11・2344	621
最判昭30・7・19刑集9・9・1885	620
最決昭31・2・9ジュリ104・77	63
最判昭31・4・10刑集10・4・520	28、34
最決昭31・9・25刑集10・9・1376／判時95・27	33
最判昭31・12・28裁判所時報223・11／ジュリ124・52	500
最判昭32・10・4刑集11・10・2474／新聞82・4／裁判所時報244・173／ジュリ142・59 ／判時128・26	82、378
最判昭32・11・22裁判集122・333／司研83	82
最大判昭32・11・27刑集11・12・3132	557
最判昭33・2・12刑集12・2・209	2、54
最決昭33・4・10刑集12・5・818	116
最決昭33・10・3刑集12・14・3199	528
最判昭35・3・10刑集14・3・326／判時218・33	438

〈監修者紹介〉

つじ よしゆき  
辻 義之

元警察庁生活安全局長

〈著者紹介〉

おおつか たかし  
大塚 尚

九州管区警察局長

〔著書〕『風俗営業法判例集〔改訂版〕』（立花書房、2016年）

『財務捜査のための企業会計・財務諸表入門』（立花書房、2016年）

辻義之監修『注釈風俗営業法』（立花書房、近刊）

『少年警察ハンドブック〔第2版〕』（立花書房、近刊）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。  
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

注釈

銃砲刀剣類所持等取締法〔第3版〕

令和4年10月20日 第1刷発行

監修者 辻 義之

著者 大塚 尚

発行者 橘 茂雄

発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

<https://tachibanashobo.co.jp>

初版 平成23年11月15日発行

第2版 平成27年6月20日発行

© 2022 辻、大塚

印刷 文唱堂印刷／製本 牧製本印刷

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。